

「新型コロナウイルス予防・拡大防止のための日常業務及び行事等の運営に関するガイドライン」の策定について(第二版)2020年4月13日

公益財団法人 佐賀未来創造基金では、新型コロナウイルス感染症の流行を受けて、役職員・来訪者・関係者ならびに私たち自身の健康と安全安心を確保するため、主催するイベント・研修・会議などの各種行事(委託を受けて実施するものを含む)及び弊財団の役職員が依頼を受けて参加する各種行事、そして日常業務などについてガイドラインを定めました。

皆様のご理解とご協力を得て、誰もが安心して参加できる事業及び組織の運営に努めてまいりますので何卒よろしくお願いいたします。

～新型コロナウイルス感染症に対する基本方針とガイドライン策定について～

2020年2月27日時点⇒2020年4月13日更新(緊急事態宣言を受けて改訂)

[【佐賀未来創造基金のガイドライン基本方針】](#)

新型コロナウイルス感染症問題について政府から基本方針が発表され、佐賀県においてもイベント等自粛のための方針が定められるなど、感染拡大防止のために対策が講じられておりますが、いまだに終息の兆しが見えません。

また4月8日に、政府からは史上初の緊急事態宣言が発令されて、感染拡大を止めるためにも今後の私たちの意識と行動の変化が大きく問われています。

ただ、現実的な感染リスクは、発症者との直接または間接的な接触であり、各自が適切な健康管理と予防策を講じることで2次感染は防止できると考えています。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、弊財団及び関係者の皆様の事業継続及び早期感染の終息のために、法令や社会的ルールなどに定められている場合を除き、以下の通りに、日常業務をはじめ、主催行事・出張・会議・打ち合わせなどの対応をガイドラインに定めて実行させていただきます。

上記に加えて、個別具体的な対応等につきましてはガイドラインに則って関係者の皆様と協議のうえ決定させていただきます。

なお、ガイドラインにつきましては、今後、日本政府ならびに関係機関の示す方針に準じ、更新する可能性がございます。その際は、改めてご案内申し上げます。

○業務全般の自粛について

- ・この取組期間は5月末までとする(状況に応じて期間の短縮・延長を検討して事前確認する)
- ・原則として視察をはじめ、ボランティアやインターンなど全ての外部からの受け入れを中止する
- ・原則として、人が集まる会議・研修・イベント(委託事業等を含む)などは可能な限り開催及び参加も自粛する
- ・原則として役職員は在宅勤務として、電話・メール・IT ツール等を活用してテレワークなどで工夫して業務を遂行する
- ・風邪症状や体調不良(37.5℃以上)の役職員は積極的に休暇を推奨して出勤を控える
- ・病状回復後2日間が経過するまで大事を取って自宅待機とする
- ・役職員の健康と安全安心を最優先として、大変申し訳ありませんが事業遂行で変更や遅れなどでご迷惑をかける場合があります。

○主催行事等の自粛について

- ・2020年5月末までは原則として行事等(委託事業等も含む)は開催いたしません

○海外及び国内出張の自粛等について

- ・海外出張の停止及び国内出張の自粛をします

- ・現在、お受けしている講演依頼などは主催者との検討確認をします
- ・講師依頼などは5月末まではお断りさせていただきます

○会議等の自粛及び開催方法の検討について

- ・現在、既に予定している会議等は相手方と調整確認をして可能な限り自粛します
- ・開催する場合も可能な限りオンライン会議などを活用します。
- ・開催する場合も担当者の責任で以下のガイドラインに則って開催します
- ・先方様にはご不便をおかけしますがご理解のほどを何卒宜しくお願い致します

○助成事業について

- ・弊財団から助成を受けている事業、または今年度から助成を受ける事業に関しましては行事等の活動内容や時期の変更や返還などについては個別に対応していきますので随時事務局にお問合せをお願いいたします。

○日常業務の運営について

- ・業務開始・終了時間については変更ありません(月曜日～金曜日・9時～18時)
- ・原則として役職員の業務は在宅勤務として、やむをえない場合は時差出勤など含めて可能な限り通勤時の公共交通機関の利用を自粛する
- ・職員およびその家族の健康管理を徹底し、体調が悪いときは休むこととし、状況に応じて電話等の対応とさせていただきます
- ・役職員は業務中及び出退勤時にはマスク着用を義務とする
- ・出勤時の役職員の体温を上司に報告する

- ・事務所での外部者との面会は原則として禁止する

(ご来訪頂く方には大変申し訳ございませんがご理解の程をよろしくお願いいたします)

- ・出勤時及び外出から事務所に戻った際の手洗い・うがい・アルコール等での消毒の徹底

- ・事務所等の定期的な換気を1日複数回確実に実施する

- ・机の配置はスクール形式で2m以上の距離をとる

- ・机などの事務用品及びドアノブなどの事務所備品などは必要以上に触れないようにして業務開始時と終了時には清拭する

- ・従業員の不要不急の出張を禁止するとともに、海外渡航の禁止、不特定多数が集まる集会・イベントや職場単位での会食・会合への出席などを自粛するよう要請する

- ・役職員は業務以外での自宅以外で行う活動は原則自粛をして県外への移動は禁止する

- ・やむを得ず県外へ外出せざるを得ない場合は上司に相談して申請を行う

- ・緊急性のあるものは個別に理事長・事務局長を交えて活動の是非を検討する

「新型コロナウイルス予防・拡大防止のための行事及び日常業務の運営等に関するガイドライン」(第一版) 2020年2月27日時点

「新型コロナウイルス予防・拡大防止のための行事及び日常業務の運営等に関するガイドライン」
(第二版)2020年4月13日更新

<参考>

- ・公益財団法人佐賀未来創造基金「新型コロナウイルス感染症関連情報」

<https://saga-mirai.jp/new-colona-countermeasures-related-pages/>

- ・政府基本方針「厚生労働省」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

・佐賀県「新型コロナウイルス感染症の情報について」

<http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00372520/index.html>

【お問合せ先】

公益財団法人佐賀未来創造基金 電話:0952-26-2228(山田・江口)